

令和3年度における四国地区の下請法の運用状況等について

令和4年6月16日
公正取引委員会事務総局
近畿中国四国事務所四国支所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、近畿中国四国事務所四国支所（以下「四国支所」という。）管内（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,845名（製造委託等^{（注1）}1,159名、役務委託等^{（注2）}686名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者5,100名（製造委託等3,403名、役務委託等1,697名）を対象に実施した。

（注1） 製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2） 情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

区 分 年 度	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
	全国	四国	全国	四国
令和3年度	65,000	1,845	300,000	5,100
製造委託等	37,280	1,159	169,318	3,403
役務委託等	27,720	686	130,682	1,697
令和2年度	60,000	1,800	300,000	5,100
製造委託等	36,128	1,105	196,879	3,408
役務委託等	23,872	695	103,121	1,692
令和元年度	60,000	1,700	300,000	5,900
製造委託等	35,810	1,062	200,190	4,368
役務委託等	24,190	638	99,810	1,532

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は210件（製造委託等147件、役務委託等63件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが207件（製造委託等146件、役務委託等61件）、下請事業者等

からの申告によるものが3件（製造委託等1件、役務委託等2件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は208件（製造委託等147件、役務委託等61件）であり、このうち207件（製造委託等146件、役務委託等61件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新規着手件数 ^(注)				処理件数				
						措置			不問	計
		定期調査	申告	中小企業 庁 長 官 か ら の 措置請求	計	勧告	指導	小計		
令和3年度	全国	8,369	94	1	8,464	4	7,922	7,926	174	8,100
	四国	207	3	0	210	0	207	207	1	208
	製造委託等	全国	5,384	61	5,446	3	5,146	5,149	113	5,262
		四国	146	1	147	0	146	146	1	147
	役務委託等	全国	2,985	33	3,018	1	2,776	2,777	61	2,838
		四国	61	2	63	0	61	61	0	61
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	四国	188	3	0	191	0	187	187	3	190
	製造委託等	全国	5,450	59	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
		四国	128	2	130	0	127	127	2	129
	役務委託等	全国	2,841	42	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
		四国	60	1	61	0	60	60	1	61
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	四国	185	1	0	186	0	185	185	4	189
	製造委託等	全国	5,725	100	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
		四国	134	1	135	0	137	137	1	138
	役務委託等	全国	2,635	55	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
		四国	51	0	51	0	48	48	3	51

(注) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で329件となっており、このうち、製造委託等に係るものが238件、役務委託等に係るものが91件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定に係る違反（下請法第3条又は第5条違反）

は163件（類型別件数の合計の49.5%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが114件、役務委託等に係るものが49件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定に係る違反（下請法第4条違反）は166件（類型別件数の合計の50.5%）であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が110件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の66.3%）、②買ったたきが22件（同13.3%）、③下請代金の減額が15件（同9.0%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は124件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が81件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の65.3%）、②買ったたきが16件（同12.9%）、③下請代金の減額が8件（同6.5%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は42件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が29件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の69.0%）、②買ったたきが6件（同14.3%）、③下請代金の減額が7件（同16.7%）等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定			実体規定												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	害困 難手形	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和３年度	全国	5,401	732	6,133	48	4,900	1,195	11	866	48	72	293	332	101	12	7,878	14,011	
	四国	136	27	163	1	110	15	0	22	0	2	4	8	4	0	166	329	
	製造委託等	全国	3,703	450	4,153	40	2,909	826	9	493	29	62	282	290	79	9	5,028	9,181
		四国	97	17	114	1	81	8	0	16	0	2	4	8	4	0	124	238
	役務委託等	全国	1,698	282	1,980	8	1,991	369	2	373	19	10	11	42	22	3	2,850	4,830
		四国	39	10	49	0	29	7	0	6	0	0	0	0	0	0	42	91
令和２年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916	
	四国	146	34	180	0	105	40	0	15	2	1	3	3	0	0	169	349	
	製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
		四国	101	25	126	0	69	29	0	6	1	1	3	2	0	0	111	237
	役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
		四国	45	9	54	0	36	11	0	9	1	0	0	1	0	0	58	112
令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528	
	四国	134	20	154	0	91	32	0	13	1	0	6	2	12	0	157	311	
	製造委託等	全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
		四国	101	13	114	0	62	23	0	12	1	0	6	1	9	0	114	228
	役務委託等	全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
		四国	33	7	40	0	29	9	0	1	0	0	0	1	3	0	43	83

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和3年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者7名^(注)から、下請事業者130名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額161万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者4名から、下請事業者97名に対し、24万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額) (注)
令和3年度	全国	65名	2,561名	3億3909万円
	四国	4名	97名	24万円
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	四国	5名	94名	87万円
令和元年度	全国	104名	4,087名	17億6191万円
	四国	11名	387名	300万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者3名から、下請事業者33名に対し、137万円の遅延利息が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和3年度	全国	105名	2,970名	1億2035万円
	四国	3名	33名	137万円
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	四国	0名	0名	0万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	四国	2名	6名	8万円

第2 中小事業者等の取引公正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和3年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和3年度においては、四国支所ではオンラインにて6回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する下請取引適正化推進講習を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和3年度においては、四国支所では四国経済産業局と共同して、オンラインにて2回の講習を実施した。

2 下請法等に係る相談

(1) 相談受付

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和3年度においては、四国支所では127件の相談に対応した。

(2) オンライン相談会

公正取引委員会では、下請事業者を始めとする中小事業者からの求めに応じ、下請法等について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに相談受付を行う「オンライン相談会」を実施している。

令和3年度においては、四国支所では3回実施した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和3年度における四国支所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は10名である。

令和3年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

令和3年度における主な指導事件

1 受領拒否（第4条第1項第1号）

- 鉄鋼製品の加工を下請事業者へ委託しているA社は、従業員の都合がつかないことを理由に、あらかじめ定められた納期に下請事業者の給付を受領しなかった。

2 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 鉄鋼製品の加工を下請事業者へ委託しているB社は、「毎月末日納品締切、翌々月5日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ② 測量・設計業務を下請事業者へ委託しているC社は、発注機関の完了検査合格後に下請代金を支払っていたほか、自社の支払手続の遅れにより、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 水産加工品等の製造を下請事業者へ委託しているD社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、支払期日が金融機関の休業日に当たったことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

3 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 測量・設計業務を下請事業者へ委託しているE社は、下請事業者との間で、下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ② 水産加工品等の製造を下請事業者へ委託しているF社は、下請事業者との間で、下請代金を手形で支払う場合の手形郵送料を下請事業者が負担することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、手形郵送料を下請代金の額から減じていた。

4 有償支給原材料等の対価の早期決済（第4条第2項第1号）

- 加工食品等の製造を下請事業者へ委託しているG社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、当該原材料の対価について、当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に支払わせていた。

5 割引困難な手形の交付（第4条第2項第2号）

- 水産加工品等の製造を下請事業者へ委託しているH社は、下請事業者に対し、手形期間が

120 日（繊維業以外の業種において認められる手形期間）を超える手形（150 日）を交付していた。